（大臣官房参事官兼総合外交政策局、アジア大洋州局南部アジア部）同　飯島　俊郎
大臣官房審議官に昇任させる
（在中華人民共和国日本国大使館参事官（公使））同　石川　浩司
大臣官房審議官に昇任させる
アジア大洋州局南部アジア部に併任する
アジア大洋州局南部アジア部に併任する
（大臣官房参事官兼中東アフリカ局、中東アフリカ局アフリカ部、領事局）同　髙橋　克彦
大臣官房審議官に昇任させる
（大臣官房審議官兼国際情報統括官付）同　島田　順二
国際情報統括官付安全保障情報特別研究官に転任させる
（在イタリア日本国大使館参事官（公使））同　山内　弘志
大臣官房参事官に転任させる
（アジア大洋州局地域政策課長）同　鯰　博行
大臣官房参事官に配置換する
アジア大洋州局に併任する
アジア大洋州局南部アジア部に併任する
（在英国日本国大使館参事官（公使））同　松浦　博司
大臣官房参事官に転任させる
国際法局に併任する
（アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第一課長）同　宮本　哲二
アジア大洋州局地域政策課長に配置換する
（領事局海外邦人安全課邦人テロ対策室長）同　斉田　幸雄
アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第一課長に昇任させる
（東南アジア諸国連合日本政府代表部参事官）同　岡野結城子
国際協力局国別開発協力第一課長に昇任させる
（大臣官房参事官兼アジア大洋州局、アジア大洋州局南部アジア部）同　四方　敬之
在中華人民共和国日本国大使館参事官に転任させる
中華人民共和国駐箚特命全権大使を補佐し中華人民共和国に在勤する期間公使の名称を与える
（国際協力局国別開発協力第一課長）同　原　圭一
在アフガニスタン日本国大使館参事官に転任させる
（大臣官房）同　木村　徹也
在ミャンマー日本国総領事館総領事に転任させる
（在重慶日本国総領事館総領事）同　星山　隆
大臣官房に転任させる
（在大韓民国日本国大使館参事官（公使））同　山本　恭司
日中韓協力事務局へ派遣する（以上九月一日）
（大臣官房総務課長）外務事務官　船越　健裕
大臣官房参事官に配置換する
北米局に併任する
（アジア大洋州局中国・モンゴル第一課長）同　遠藤　和也
大臣官房総務課長に配置換する
（大臣官房総務課危機管理調整室長）同　今西　淳
大臣官房儀典総括官に昇任させる
（経済局経済連携課長）同　岩本　桂一
アジア大洋州局中国・モンゴル第一課長に配置換する
（国際法局社会条約官）同　大河内昭博
経済局経済連携課長に配置換する
（大臣官房広報文化外交戦略課戦略的対外発信拠点室長）同　中原　直人
国際法局社会条約官に昇任させる
（大臣官房参事官兼北米局）同　小野　啓一
在インドネシア日本国大使館参事官に転任させる
インドネシア国駐箚特命全権大使を補佐しインドネシア国に在勤する期間公使の名称を与える
（大臣官房儀典総括官）同　伊藤　恭子
在ムロンムト日本国総領事館総領事に転任させる
（警察庁長官官房付）警視長　野口　泰
在サンパウロ日本国総領事館総領事に転任させる（以上九月四日）
特命全権大使
フィリピン国駐箚を命ずる
（チュニジア国駐箚）特命全権大使　長谷川　晋
チュニジア国駐箚を免ずる（以上九月五日）
特命全権大使
東ティモール国駐箚を命ずる
同　山﨑　啓正
ジャマイカ国兼ベリーズ国駐箚を命ずる
同　塩川実喜夫
チュニジア国駐箚を命ずる
同　竹田　浩三
ボツワナ国駐箚を命ずる
特命全権公使　相川　一俊
在アメリカ合衆国日本国大使館在勤を命ずる（以上九月七日）
（在ドイツ日本国大使館参事官（公使））外務事務官　藤山　美典
（在カンボジア日本国大使館参事官（公使））同　津川　貴久
辞職を承認する（各通）（九月十四日）
（大臣官房参事官（中東アフリカ局中東第一課長事務取扱））外務事務官　中込　正志
欧州局政策課長事務取扱を命ずる
中東アフリカ局中東第一課長事務取扱を免ずる
（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課企画官）同　柏原　裕
中東アフリカ局中東第一課長に昇任させる
（経済局経済連携課企画官）同　甲木浩太郎
国際情報統括官付国際情報官（第三国際情報官室担当）に昇任させる
（国際情報統括官付国際情報官（第三国際情報官室担当））同　西海　茂洋
大臣官房に配置換する（以上九月十五日）

官庁報告

官庁事項

平成28年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第６条の３第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり平成28年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要を公表する。

平成29年９月29日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のとおり」は省略し、林野庁国有林野部経営企画課及び各森林管理局に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諸事項

公認会計士法に基づく供託金取戻しの公示

有限責任監査法人供託金規則（平成19年内閣府・法務省令第８号）第12条第２項の規定により、次のように公示する。

１．供託者の商号又は名称　有限責任監査法人トーマツ
２．主たる事務所の所在地　東京都港区南青山１丁目４番２号
３．代表者の氏名　治田　秀夫（清算人）
４．取戻しをしようとする供託金の額
金12,000,000円
５．前号の供託金につき公認会計士法第34条の33第６項の権利を有する者は、平成30年３月29日までに、有限責任監査法人供託金規則別紙様式第４号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添付して、金融庁長官に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成29年９月29日

金融庁長官　森　信親

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成29年９月29日

金融庁長官　森　信親

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項各号に該当するものとして届出を行った者の名称等
(1)　名称　ＥＶＯＬＵＴＩＯＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社
住所　東京都千代田区紀尾井町４番１号
(2)　名称　ＳＣＳＫ株式会社
住所　東京都江東区豊洲三丁目２番20号
(3)　名称　エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
住所　東京都千代田区外神田４―14―１
(4)　名称　株式会社ＡＭＧ
住所　京都府京都市右京区西院東貝川町31番地